

協働契約のあり方検討部会作業班(6/24)実施報告

- 1 日時 令和4年(2022年)6月24日(金) 14:00~15:00
- 2 場所 中央公民館 209学習室
- 3 出席者 檜垣委員、足立委員、中山委員、加藤委員、藤本委員、山本委員 計6名
事務局(上田、浅井、新城、岡田、石倉)

4 内容

前回(3/22)の部会における主な議論のポイント及びご意見一覧(抜粋)を事務局でまとめた資料を基に、意見交換をおこなった。概要は以下のとおり。

(1) 話し合いの大切さ

ア 意見 No.7~8 を参考に、ガイドラインの冒頭「ガイドラインのねらい」および「契約において気を付けること」の部分に、「話し合いが大切」ということを明記する形でよいか。(事務局)

イ 市民と市は、立ち位置は異なるが、同じ目標のために、それぞれを認め合い、価値観を擦り合わせる必要がある。「話し合い」よりも「対話」の方がいいのでは。

→ まちづくり計画の仕組みについて話し合った時にも「対話」という表現を使っていた。なぜ対話を大切にするのか、その意味合いについても、それぞれの立場や関係性が分かるような形で盛り込む。(事務局)

ウ まちづくり協議会はガイドラインの対象外か。

→ 対象は「市民と市」。「市民」には、市民活動団体やNPOなど色々な団体がある。今の実態では、まち協との委託契約は事例が少ないが、将来的に、まち協や自治会と委託契約をすることになった場合、活用してもらうことができる。(事務局)

エ 「話し合い」を「対話」に置き換えて、対話を通してどのようなことを達成していきたいかも含めてガイドラインに記載するイメージでよろしいか。(事務局)

→ 「(1)話し合いの大切さ」のみを取り出しているが、「(2)ガイドラインのねらい」の中に入れて考えてもいいのではないか。

→ 「(2)ガイドラインのねらい」のうち、特に「ウ どういうポイント」に集約されていくと思う。「(2)ガイドラインのねらい」の意見交換の中で詰めていく形でよろしいか。(事務局)

→ 一同、了承。

(2) ガイドラインのねらい

意見 No.20 を参考に、3つのポイントを取り出した。ガイドラインの根幹となる部分。(事務局)

ア どういう方に

- (ア) これまでの議論通り、「協働事業(委託)を行う市民と市」がターゲットになると思う。(事務局)
- (イ) 協働事業とはどのようなものを指すのか。広義ではほぼすべて協働事業になる。
→ 協働事業はとても幅広いが、その中の「委託契約」のみに絞ってガイドラインを作成する。(事務局)
- (ウ) 本来市がやるべき事業を、市民に委託可能な事業があれば、市側が意識して協働できるようにする。今後委託できるか検討することも含めて、全ての市職員が対象になるかと思う。

イ どういう思いで

- (ア) 市民と市が「お互いに納得する」ことが重要。お互いに納得できる契約を結ぶために、委託する側(市)のメリットや、委託を受ける側(市民)が十分な技術レベルを持っているかを、どのように表現するか。
- (イ) 委託することで、市民の生活がよりよくなる。市民の幸せな生活のためという部分を忘れてはいけない。
- (ウ) 市の実情を理解しながら、市民が出来ることは市民がやっという形で進めていく。
- (エ) 市側は、委託事業は「本来市がやるべき事業」だと理解する必要がある。思いを実現させるために、契約を結び、市民と市で事業の進め方を考えていく。
→ 細かいことを書くよりも、「気持ちよく契約して、お互いに理解して、対話してください」とすっきり書いた方が良いと思う。(事務局)
- (オ) 「契約」は、ミッション・ビジョンを実現するためのツールの一つ。お金や立場、作法は異なるが、市と市民で目指すものは同じ、「市民の幸福」のため。
- (カ) 事業を進める中で、市民だけでは出来ない事業だと分かったときに、市との話し合いで「市がやるべき事業」として市民に委託することも考えられる。
→ 契約という手続きにフォーカスしがちだが、市民の幸せのための手段だということをお忘れしないよう明記する必要がある。(事務局)
- (キ) 担当事業の中で市民に委託できるものが無いかどうか、市の職員から探していく意識を持ってほしい。もっと積極的に、市民と一緒にやろうという働きかけの一つになればよい。
- (ク) 報酬は無いが、まちづくりのために必要な資金は確保していきたい、といった場合に協働契約が活かされるなら良いと思う。非ビジネスとの線引きをした上で進めてほしい。
→ 協働契約という新たな枠組みは作らず、従来の契約の枠組みの中で記していく。今ある制度の中でできるということを書いていく。(事務局)

- (ケ) この契約を広めるにあたって、市民に委託した方が良いと思われる事業を、市民からだけではなく、市から公募することも考えてもらいたい。
- このガイドラインを見て、再度事業を見直した際に、市民活動団体に委託する方がより効果的な事業になるのでは、と市職員側の新たな気づきになるかもしれない。その視点を市職員側に意識させる書きぶりになると良い。(事務局)
- (コ) まち協から市に対し、既にある事業をまち協でやりたい、と申し出たことがあるが、行政ではなく民間が行っている事業のため、お断りされたことがある。市民がやりたくても、実態が分からなければ手を挙げにくい。自分たちの地域は自分たちでやれば良いと思っているので、「契約」まで行くのかどうか。
- まちづくりや協働の形は「契約」に限らない。ガイドラインを作ることですべての取組を契約にもっていくのではない。契約という手段を選んだ時に、お互いに気持ちよく出来ているのか、気付かせるためのもの。誤解の無いような書きぶりにする必要がある。(事務局)
- (サ) 結局、どういう風にガイドラインにまとめていくのか、議論していくうちに分からなくなる。
- 「市民の幸せ」のために協働事業をするという大きな目的を忘れずに、という点がまず大切だと思う。そのうえで、様々な協働の形態の中から「委託」という手段を選んだ時、契約行為が発生し、複雑さや難しさがあるので、分かりやすくガイドラインにする、というまとめ方なのかなと思う。(事務局)
- (シ) 従来の契約とは意識が違うということを最初にはっきり示してほしい。協働の指針、協働の原則に沿って進める、など。

ウ どういうポイント

- (ア) コロナ前は、参加者が多いほど「良い催し」と評価される傾向が多かった。参加者や関わる人の数だけではない、ということも明記してほしい。
- 「イ どういう思いで」の中で頂いたご意見をまとめることで、「ウ どういうポイント」が見えてくると思う。次回はこのポイントから意見交換を始める。

5 今後について

7月13日(水) 10:00~ 作業班第3回

7月26日(火) 18:30~ 協働契約のあり方検討部会

★作業班第2回、第3回報告者(委員)